函館市家庭児童相談員業務要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭児童相談室設置運営要綱(「家庭児童相談室の設置運営について」昭和39年4月22日付厚生省発児第92号厚生事務次官通知)に基づき、函館市福祉事務所子ども見守り・相談課において家庭児童相談業務に従事する会計年度任用職員(以下「家庭児童相談員」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 家庭児童相談員は、地方公務員法第22条の第1項第1号 に規定する会計年度任用職員とする。

(業務)

第3条 家庭児童相談員は、家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談指導業務、子どもからの相談支援業務、ならびに要保護児童等の調査等、および児童虐待防止に係る訪問・面接、さらに要保護児童対策地域協議会関係業務を行うものとする。

(任用の要件)

- 第4条 家庭児童相談員は、家庭児童福祉の増進に熱意を持ち、かつ、次の各号のいずれかに該当する者のうちから任用する。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号) に基づく大学において児童福祉,社会福祉,児童学,心理学,教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (2) 医師
 - (3) 社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者
 - (4) 前各号に準ずる者であって、家庭児童相談員として必要な学 識経験を有するもの

(任用期間)

第5条 家庭児童相談員の任用期間は、任用の日から任用の日の属 する年度の末日までとする。

(勤務時間等)

- 第6条 家庭児童相談員の勤務時間等は、次のとおりとする。
 - (1) 勤務時間は、1週間に29時間とし、別表のとおりとする。
 - (2) 休憩時間は、別表のとおりとする。
 - (3) 週休日は、土曜日、日曜日および月曜日から金曜日のうちいずれか1日とする。
 - (4) 休日は次のとおりとする。ただし、任命権者は、会計年度任用職員の勤務条件の特殊性その他の事由により必要があるときは、市長の承認を得て、休日について別に定めることができる。ア 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - イ 1月2日, 1月3日および12月29日から12月31日 までの日
- 2 所属長は、業務の緊急性等により前項各号の規定により難いときは、勤務時間帯および休憩時間帯を変更し、または、勤務を要しない日に勤務を命ずることができるものとする。ただし、勤務を要しない日に勤務を命ずる場合には、勤務を要しない日を振り替えて与えるものとする。

(服務)

第7条 家庭児童相談員は、児童福祉法(昭和22年法律第164 号)、その他関係法令および社会福祉資源等について研鑽に努め、 第3条に規定する業務を誠実に遂行しなければならない。

(身分証明書)

第8条 家庭訪問等を行うときは、身分証明書を携帯し関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(補則)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。 附 則
- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 「函館市家庭児童相談員業務要綱」(平成8年5月1日施行) は廃止する。

附則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

勤務形態	勤務日	勤務時間	休憩時間
A勤務	月曜日	午後1時15分から 午後7時まで	
	火~金曜日	午前8時45分から 午後5時30分まで	1 時間
B勤務	月~金曜日	午前8時45分から 午後5時30分まで	1 時間
		午前8時45分から 午後3時30分まで	1 時間